次長検事　青沼　隆之
法制審議会委員に併任する
検事長　伊丹　俊彦
法制審議会委員の併任を解除する（以上十二月二十一日）

## 皇室事項

**御答電**

天皇陛下から十月十三日バーレーン国国王陛下へ発せられた御祝電に対し、十二月七日御答電があつた。

## 官庁報告

### 産　業

**日本工業規格**

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成27年12月25日に下記の日本工業規格を制定及び改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成27年12月25日

経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一

記

1．制定された日本工業規格

| | |
|---|---|
| 鉄筋の継手に関する品質要求事項 | Z 3450 |
| 鉄筋の突合せ溶接技術検定における試験方法及び判定基準 | Z 3882 |

2．改正された日本工業規格

| | |
|---|---|
| 建築材料及び建築構成部分の摩耗試験方法（落砂法） | A 1452 |
| 建築材料及び建築構成部分の摩耗試験方法（研磨紙法） | A 1453 |

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部並びに国土交通省住宅局住宅生産課においても閲覧に供する。

## 公　告

### 諸　事　項

**工場財団**

川崎市幸区堀川町580番地16**黒田精工株式会社**の工場財団に、千葉県富津市千種新田132番地黒田精工株式会社富津工場、長野県北安曇郡池田町大字池田2079番地２、2081番地１黒田精工株式会社長野工場、及び千葉県君津市かずさ小糸６番地７黒田精工株式会社かずさアカデミア工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成27年12月25日

千葉地方法務局木更津支局

**酒類の地理的表示として日本酒を指定する件**

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第７号）第86条の６第１項の規定に基づき定めた「酒類の地理的表示に関する表示基準」（平成27年10月国税庁告示第19号。以下「表示基準」という。）第２項の規定に基づき、次の地理的表示を指定したので、表示基準第８項の規定に基づき公告する。

平成27年12月25日

国税庁長官　中原　広

| | |
|---|---|
| 名　称 | 日本酒 |
| 産地の範囲 | 日本国 |
| 酒類区分 | 清酒 |
| 生産基準 | （酒類の原料及び製法に関する事項）<br>・原料<br>酒税法（昭和28年法律第６号）第３条第７号に規定する清酒の原料を用いたものであること。ただし、米及び米こうじに国内産米のみを用いたものであること。<br>・製法<br>酒税法第３条第７号に規定する清酒の製造方法により、日本国内において製造されたものであること。<br>（酒類の品目に関する事項）<br>清酒<br>（酒類の産地に主として帰せられる酒類の特性に関する事項及び酒類の特性を維持するための管理に関する事項）<br>国税庁ホームページに掲載する。 |
| 備　考 | この地理的表示については、表示基準第11項の規定を適用しない。 |

**建設業の許可の取消処分の公告**

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年12月25日

関東地方整備局長　石川　雄一

1　処分をした年月日　平成27年11月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ミサワホーム東関東株式会社　出山　秀男　千葉県千葉市稲毛区園生町388―13　国土交通大臣許可（般・特―25）第20335号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可並びに建築工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年10月19日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年12月25日

関東地方整備局長　石川　雄一

1　処分をした年月日　平成27年11月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ミサワホーム西関東株式会社　石川　幸彦　埼玉県さいたま市中央区円阿弥７―７―８　国土交通大臣許可（特―25）第20430号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年10月19日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年12月25日

関東地方整備局長　石川　雄一

1　処分をした年月日　平成27年11月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　明和工業株式会社　下山　和則　神奈川県川崎市幸区紺屋町40―４　国土交通大臣許可（般・特―27）第8669号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（消防施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年10月26日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年12月25日

関東地方整備局長　石川　雄一

1　処分をした年月日　平成27年11月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日立アプライアンス株式会社　二宮　隆典　東京都港区西新橋２―15―12　国土交通大臣許可（般・特―22）第18244号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年10月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。